

津市災害時受援計画令和6年度修正に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続き等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1		12-13	第2章 救助関係機関等の受入れに関する計画 第1節 活動概要 4 救助活動拠点の確保	洪水ハザードマップにあるところを救助活動拠点（補完含む）になるのはおかしいのでは。	救助活動拠点には地震や津波、洪水等の被害区域に設けている場所もありますが、救助活動および救助活動拠点の選定は、津波浸水等の危険性が治まり、安全を確保した上で活動を開始することから、現行のとおりとします。
2		13	第2章 救助関係機関等の受入れに関する計画 第1節 活動概要 5 被害想定に基づく救出救助重点地域	重点地域に一志地区がないのは。	「救出救助重点地域」は、救助活動地域を限定するものではなく、発災直後の被災状況を十分に把握できない場合において、迅速に救助活動を行うため、地震・津波により特に甚大な被害が予想される沿岸部の区域を救助関係機関の活動区域選定の参考にすることを目的に予め想定しているものであり、他の地域においても被害状況が把握され次第、救助活動を実施することとしていることから、現行のとおりとします。
3		13	第2章 救助関係機関等の受入れに関する計画 第1節 活動概要 6 各拠点等を中心とした通行ルートの確保	洪水災害時には久居との通行手段はどのようなになるのかの記載がない。	災害時受援計画は、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して早期復旧を図ることを目的に、必要最小限度の通行ルートについて津市道路啓開計画において決定しているため、現行のとおりとします。
4		54	第3章 支援物資の受入れに関する計画 第7節 支援活動及び調整（発災から支援終了まで） 1 地域内輸送拠点（市物資拠点）から避難所への支援物資の輸送	物資輸送車両が一志総合支所に無いのは何故か？あるべきものでは。ある地域との差の理由は。	災害時における物資輸送は、＜物資輸送車両（公用車）一覧＞に記載のある車両に加えて、各所管部局が保有する公用車を最大限活用し、一志地域を含めた津市全地域を対象として配送を行うため、地域差が発生することはありません。